

医心 伝心

2018年度診療報酬改定

富山県医師会監事 植野 喜三

2月7日2018年度診療報酬改定が答申されました。今改定は、診療報酬本体0.55%の引き上げ、薬価1.65%、材料0.09%それぞれ引き下げ、全体で1.19%のマイナス改定。診療報酬本体は、医科0.63%、歯科0.69%、調剤0.19%の引き下げという内訳です。

介護報酬改定と同時改定となった今改定では、「地域包括ケアシステムの構築と医療機能の分化・連携強化、連携の推進」が「重点課題」となったほか入院関係では、「7対1」をはじめとする入院料が再編・統合されたほか、外来ではかかりつけ医機能が高く評価されたことがポイントです。

小児科外来診療料と小児科かかりつけ診療料に「小児抗菌薬適正使用支援加算」(80点)が新設されました。これは「急性上気道感染症または急性下痢症により受診した小児であって、初診の場合に限り、診察の結果、抗菌薬投与の必要性が認められず抗菌薬を使用しないものに対して、抗菌薬の使用が必要でない説明など療養上必要な指導を行った場合に算定」が要件です。

2017年6月の閣議決定において、「2020年9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、さらなる使用促進策を検討する」と掲げられたのを受け、2018年度診療報酬改定でも、後発医薬品の使用促進策が打ち出されました。

入院・外来の報酬、調剤報酬ともに、「後発医薬

品の使用割合が85%以上」という政府目標よりも、高い条件の点数を新設、一方で使用割合が低い場合の点数は引き下げとなりました。一般名処方も推進されています。

情報通信機器を利用した「オンライン診療料」70点(1月につき)と「オンライン医学管理料」100点(1月につき)が新設されました。しかし、条件がいろいろ付きます。

かかりつけ医機能を評価する「機能強化加算」が80点という高い設定になり、同加算の算定施設では初診料(282点)が3割近い大幅アップとなります。地域包括診療料・加算などを算定していることが要件ですが、同診療料・加算の施設基準は緩和され、届け出が容易になりました。

再編・統合される一般病棟入院基本料で従来の「7対1」に相当する「急性期一般入院料1」は1591点で据え置かれました。「7対1」と「10対1」の中間的な評価も新設し、将来的な医療ニーズの変化に合わせて「7対1」から「下がりやすく」するなどの狙いがあるとのこと。